

辺野古に基地は造らせない！ 沖縄の海と山を守ろう！

沖縄県は「変更承認申請」を不承認としてください

全国から、沖縄の民意に連帯する「意見書」を届けよう

告示・縦覧は、沖縄県緊急事態宣言の解除後に延期されています
早くても、9月1日以降になります

辺野古新基地建設は不可能として沖縄県が埋立承認を撤回したのは、大浦湾側埋立海域に広がる軟弱地盤が最大の理由でした。

一方、政府・防衛省は、地盤改良により埋立ては可能として工事を強行してきました。

しかし、地盤改良のためには「変更承認申請」が不可欠であり、沖縄県の承認無しに工事を進めることはできません。

4月21日、防衛省が沖縄県に対し「変更承認申請」を行ったことで、辺野古新基地阻止をめぐる闘いは大きな節目を迎えています。「変更承認申請書」は3週間告示・縦覧され、期間中は誰

でも（団体も可）沖縄県知事宛てに意見書を提出できます。告示・縦覧開始は沖縄県緊急事態宣言の解除後、早くても9月1日以降になります。工事が困難な軟弱地盤に加え、今後12年、9,300億円（沖縄県は2兆5,500億円と試算）の巨費を投入する「変更承認申請」が、「唯一の解決策」などでないことは明らかです。

辺野古に基地は造らせない！ 玉城デニー知事を激励し、沖縄の民意に連帯する声を「意見書」として届けよう。政府・防衛省の工事強行をストップさせるのは、全国の主権者一人ひとりの声です。

< 「意見書」記入上の注意 > （書式と記載例を別添しています）

- ※ 防衛省が提出した「変更承認申請書」は、沖縄県HPにアップされます。
- ※ 「意見書」は、別添の書式を利用し、記載例を参考に準備してください。用紙はHPからもダウンロードできます。必要項目の記載があれば、ハガキでもかまいません。
- ※ 個人でも団体でも提出できます。
団体の場合は、団体名・代表者・事務所の所在地を記載してください。

< 「意見書」の提出期間 >

- ※ 「意見書」の提出は、3週間の縦覧期間内に限られます。前後での提出は「無効」になりますので注意してください。
- ※ 縦覧期間内に、提出先に持参もしくは郵送してください。（郵送の場合は、締切日の消印があれば有効になります）
- ※ 縦覧期間は早くも9月1日以降になります。決まり次第HP等でお知らせします。

< 「意見書」の提出先 >

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県土木建築部海岸防災課 Tel. 098-866-2410

【呼びかけ】 「止めよう！ 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

<https://humanchain.tobihiro.jp/>

〈沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック〉 090-3910-4140

〈沖縄意見広告運動〉 03-6382-6537 〈ピースボート〉 03-3363-7561